

1 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備の要求

【施策番号21】

厚生労働省においては、令和5年度中に開催された死因究明等推進地方協議会（以下「地方協議会」という。）や各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議^{注3)}等を通じ、都道府県に対して、死因究明等に係る取組に対して財政的支援を行う同省の各種事業の活用を促すとともに、検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制の整備を求めた。

また、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月に作成した死因究明等推進地方協議会運営マニュアル^{注4)}（以下「マニュアル」という。）においても、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題の一つとして、「死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築」を掲げ、その実現に向けた考え方等を示している。

写真3-1 令和5年度全国医政関係主管課長会議における説明状況



写真提供：厚生労働省

注3) 令和4年度に引き続き、参集形式での会議は実施せず、厚生労働省のWebサイトへ資料及び説明動画を掲載することにより代替した。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38529.html

注4) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shiinkyuumei_chihou.html

2 地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの策定等

【施策番号 22】

厚生労働省においては、地方協議会の設置を促すとともに、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月にマニュアルを策定し、各都道府県に配布した。

マニュアルは、地方協議会を設置する際の具体的な手順、地方協議会における取組事例、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題、死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ等を示したものである。

令和5年度も引き続き、地方協議会に積極的に参加し、都道府県においてマニュアルを参考にしながら地域の状況に応じた実効性のある施策を検討・実施するよう促した。

資3-2 死因究明等推進地方協議会運営マニュアルの概要

死因究明等推進地方協議会運営マニュアル 概要

1.本マニュアルの使い方

本マニュアルは都道府県において、地方協議会の設置や運営、死因究明等の施策に関する計画策定などに取り組む際の参考となるよう、留意点や事例等を示したものである。

2.地域における死因究明等の体制整備の意義

死因究明により得られた知見は疾病の予防をはじめとする公衆衛生の向上に活用されているほか、死因が災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼすものである場合には、その被害の拡大や再発の防止等に寄与している。

3.地方協議会を設置する際の具体的な手順

- ①事務局として担当者を決める
- ②死因究明等に関連する情報を収集する
- ③収集した情報を元に関連する部署・機関に協力を呼びかける
- ④実際に関係者で集まって地方協議会をスタートさせる

4.地方協議会における取組事例

- ・東京都死因究明推進協議会
- ・滋賀県死因究明等推進協議会
- ・大阪府死因調査等協議会
- ・香川県死因究明等推進協議会
- ・鹿児島県死因究明等推進協議会

5.地方協議会において中長期的に取り組むべき課題

- (1) 死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築
- (2) 解剖・死亡時画像診断など死因究明等の結果の活用やデータベースの整備
- (3) 法医学等の人材の育成・確保

6.死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ

地方協議会における活動が軌道に乗ってきた段階で、地域の状況に応じた死因究明等に関する施策を体系的に推進するため、各地域における死因究明等の施策に関する計画を策定することが重要である（高知県の事例紹介）。

7.地方協議会における現状分析・施策立案・評価検証の流れ

- (1) 現状分析・目標設定
- (2) 施策の立案、関係者間での連携・協力の取り決め
- (3) 施策の実施・状況報告
- (4) 評価検証・施策の改善

8.死因究明等の体制構築事例の紹介

- (1) 民間医療機関による死因究明体制の構築（茨城県筑波剖検センター）
- (2) 地域医師会等への検案業務等の委託事例（東京都）
- (3) 死亡時画像診断実施にかかるCT車の導入事例（大阪府）
- (4) 奨学金貸与者を対象とした法医学者確保策（高知県）
- (5) 薬毒物検査の取組事例（福岡大学）

9.地方協議会等に関する情報公開について

資料や議事録等については、自由闊達な議論の妨げにならないなど会議の運営に支障がない範囲で可能な限りホームページ等で公開することが望ましい。

10.支援制度など国の取組の紹介

出典：厚生労働省資料による

3 施策の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査の実施

【施策番号23】

厚生労働省においては、死因究明等の実務の主体となる機関等の実態を把握し、施策を効果的に推進するとともに、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得るため、関係省庁の協力を得て、大学の法医学教室、監察医務機関、都道府県警察、海上保安庁等における死因究明等に係る体制や死体取扱状況等に関する調査を実施している。

今後、同調査の結果を踏まえて、国における死因究明等の推進に向けた検討を行うとともに、各都道府県における死因究明等の推進に向けた議論の活性化を促すこととしている。

4 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力

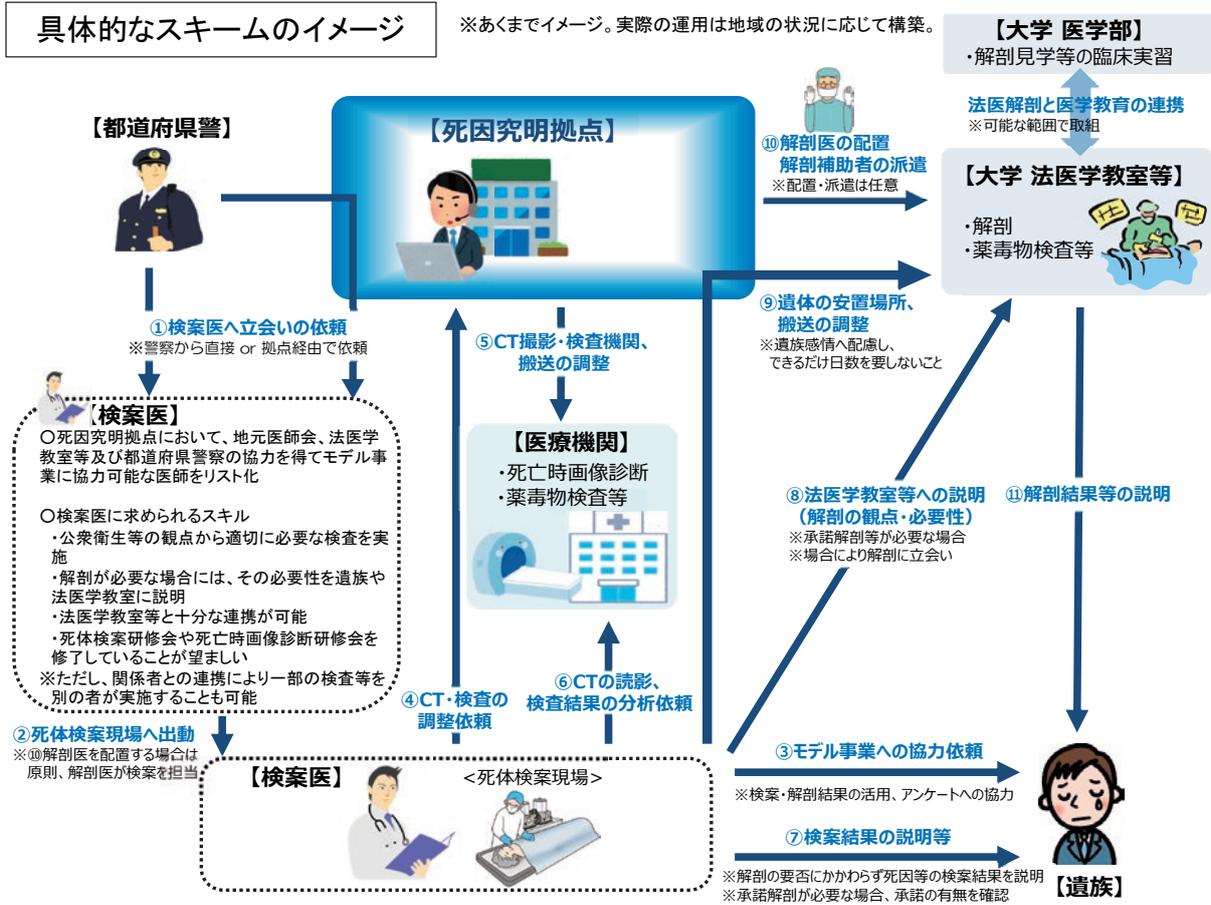
【施策番号24】

厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度から、一部の都道府県等を実施主体として死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）を開始している。

検案・解剖拠点モデル事業は、都道府県知事部局、都道府県警察、地域の医師会、大学の法医学教室等の関係機関の連携の下、公衆衛生の観点から必要とされる死亡時画像診断等の検査や解剖を円滑に実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。

令和5年度は、1都道府県・1大学で同事業を実施しているところ、引き続き、同事業を推進し、その成果や課題を踏まえつつ、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。

資3-4 死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）のイメージ



出典：厚生労働省資料による

5 地方公共団体に対する地方協議会の設置等の要求

【施策番号 25】

厚生労働省においては、「死因究明等推進計画の策定について」（令和3年6月1日付け医政発0601第6号厚生労働省医政局長通知。以下「計画策定通知」という。）により、各都道府県知事及び各市区町村長に対して、政府において死因究明等推進計画が閣議決定されたことを通知するとともに、基本法第5条の地方公共団体の責務に係る規定、第30条の地方協議会^{注5)}の設置に係る規定等に基づき、死因究明等推進計画を踏まえ、死因究明等に関する施策の推進を図るよう求めている。

令和4年度末時点で、全ての都道府県において地方協議会が設置・開催されているが、令和5年度も引き続き各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、都道府

注5) 地方協議会は、一般的には都道府県の衛生部局が事務局となり、警察、大学、医師会、歯科医師会、検察、海上保安庁等の関係機関が構成員となり、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するもの。

県に対して、地方協議会の活用を進め、死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価することを求めている。

6 地方の関係機関・団体に対する地方協議会の活用に向けた協力等についての指示・要求

【施策番号26】

厚生労働省においては、警察庁刑事局長、総務省大臣官房地域力創造審議官、法務省刑事局長、文部科学省高等教育局長、海上保安庁海上保安監、日本医師会長及び日本歯科医師会長に対して、各都道府県知事及び各市区町村長に宛てて計画策定通知を発出したことを通知するとともに、本件について、その趣旨の了知並びに管下の関係団体及び関係者に対する周知及び協力を依頼している。

厚生労働省、警察庁、総務省、法務省、文部科学省及び海上保安庁においては、関係機関・団体に対して、文書の発出や会議、研修等での指示等を通じて、地方協議会の活用に向けた協力等を求めている。

写真3-6 令和5年度新潟県死因究明等推進協議会の様子



写真提供：海上保安庁

7 警察等の検視・調査への立会いや検案する医師のネットワーク強化に関する協力

【施策番号27】

警察においては、大規模災害等の発生時における医師の検視・調査の立会いや検案に係る体制を構築することを目的として、平成27年7月に警察庁及び日本医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本医師会との協力に関する協定」に基づき、日本医師会や都道府県医師会が主催する研修会等に検視官等を派遣して、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。

厚生労働省及び警察庁においては、日本医師会が主催する都道府県医師会「警察活動協力医会」連絡協議会等の会議の開催時には、職員を派遣し、各都道府県医師会等からの出席者に対して、死因究明等推進計画の内容や警察における検視等の体制について説明するとともに、今後の死因究明等の推進に向けた連携等に関し、協力を依頼している。

文部科学省においては、令和5年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、警察等の検視・調査への立会いや検案する医師のネットワーク強化に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

8 歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力

【施策番号28】

厚生労働省においては、平成30年度以降、災害発生時に関係機関・団体と共に迅速に歯科医療を提供できる人材の育成等を目的とした研修の開催に要する経費を補助する災害歯科保健医療チーム養成支援事業を実施しており、同研修の内容には、災害時の歯科所見による身元確認についても含まれている。

警察においては、大規模災害等の発生時における身元確認業務の体制を構築することを目的として、平成26年11月に警察庁及び日本歯科医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本歯科医師会との協力に関する協定」に基づき、都道府県歯科医師会等が主催する研修会等に検視官等を派遣し、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。

警察及び海上保安庁においては、日本歯科医師会が主催している警察歯科医会全国大会の開催時には、職員を派遣し、歯科医師等と意見交換を行うなどして協力関係の強化を図っている。

文部科学省においては、令和5年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を

対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

写真3-8

山梨県歯科医師会及び山梨県警察による令和5年度山梨県警察総合防災訓練の様子



写真提供：警察庁

TOPICS

3 大阪府における地方協議会での議論と計画に基づく取組状況**1. 大阪府における死因究明等の推進****(1) 大阪府の現状とこれまでの取組**

大阪府における年間死亡数は、高齢化の進展に伴い、令和5年には104,964人（平成30年比約1.2倍）となっており、今後も緩やかに増加する見込みである。また、警察が取り扱った死体（交通関係及び東日本大震災による死者を除く。以下同じ。）の数について、大阪府警察における令和5年中の数は16,562人（平成30年比約1.3倍）であり、近年、増加傾向となっている。

このような状況の中、大阪府ではこれまで「大阪府死因調査等協議会意見取りまとめ（平成30年2月）」に基づき、死因調査体制の整備に取り組んできた。また、令和5年3月に策定した「大阪府死因究明等推進計画」では、これまで議論されてこなかった「身元確認」や「大規模災害時の対応」についても盛り込み、関連施策に取り組んでいる。

(2) 大阪府監察医事務所の取組

大阪府では、大阪市内を対象として昭和21年度より監察医制度を開始し、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第8条に基づき、昭和28年度に知事から委嘱を受けた「監察医」が公衆衛生の向上を目的に、検案（検査）や監察医の判断による解剖（以下「監察医解剖」という。）を実施する死因調査事務所を設置した。昭和56年度に現在の監察医事務所に名称を変更し、監察医務を行っている。また、令和元年にはCT車を導入し死亡時画像診断を開始し、解剖以外の手法も活用した死因究明に取り組んでいる。

【令和5年度実績：検案 5,702件、CT 2,093件、解剖 362件】

大阪府監察医事務所導入CT車



写真提供：大阪府

TOPICS

2. 令和5年度の「大阪府死因究明等推進計画」に基づく取組

(1)「大阪府死因究明等推進計画（令和5年度～令和7年度）」の概要

大阪府内の現状・課題及びこれまでの取組状況から、以下の四つの課題を抽出。それらを踏まえ、重点施策を推進している。

○抽出された四つの課題

- ①死因究明等に関わる人材の確保と育成
- ②大阪市内と大阪市以外の死因究明体制の均てん化
- ③死因究明等の制度に関する周知啓発等
- ④大規模災害に備えた身元確認調査体制の整備

○重点施策の概要

4つの重点施策	主な取組内容	主な目標
【重点施策1】 死因診断体制の整備	<ol style="list-style-type: none"> (1) 臨床医向け研修 死因診断の重要性に対する理解促進 等 (2) 人材の確保・育成 府内医学系5大学へのヒアリングを実施 (3) 歯科医師への研修 歯牙による身元確認対応が可能な歯科医師の育成とスキルアップ (4) 検案サポート体制の検討 死亡時画像診断に係る読影技術向上研修 (5) 救急医療機関との相談体制構築 救急医と監察医による死因判定等の意見交換 等 (6) 警察医への情報提供 捜査への影響等に留意した司法解剖結果等の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医を対象とした死因診断レベル向上研修の受講者数 ⇒ 毎年100名以上 ・監察医事務所での実習生受け入れ数 ⇒ 年間10名以上 ・監察医の委嘱数 ⇒ 3年間で5名以上（初年度に実効性のある対応を実施） ・大阪市内外の警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる仕組みづくり
【重点施策2】 適切な検査・解剖体制の構築	<ol style="list-style-type: none"> (1) 死亡時画像診断の導入及び活用 モデル地域における試行実施の効果検証と、他地域への展開 等 (2) 遺族感情に配慮した対応 市外の均てん化を進めるための国モデル事業を通じたノウハウ蓄積 等 (3) データの利活用 監察医事務所データベースを公衆衛生の向上と疾病予防等に活用 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市内外でCTを活用した死亡時画像診断が実施できる よう、地域の状況に応じた仕組みづくり ・遺族対応について関係者による研修実施（概ね年1回）
【重点施策3】 施設の連携・強化	<ol style="list-style-type: none"> (1) 法医学教室等との連携推進 府内医学系5大学等と連携した検査・解剖体制の構築 等 (2) 監察医事務所の設備等の対策 国の補助金等を活用しながら施設や設備の充実 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市内外の死因究明体制の課題等について再整理 ・監察医事務所の施設や設備充実
【重点施策4】 施策推進のための環境整備	<ol style="list-style-type: none"> (1) 府民啓発 人生会議を通じた死因調査体制の理解促進 等 (2) 警察における検視体制の充実 署員のレベルアップの取組継続等による検視官の効率的運用 等 (3) 身元確認体制の整備 大規模災害の発生に備えた関係者間での情報共有 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察の現行体制を維持しつつ署員のレベルアップによる体制強化 ・大規模災害発生を想定した関係者による身元確認訓練の実施（3年以内）

※大阪府死因究明等推進計画においては、警察医とは、警察等の検視・調査への立会いや検案する医師をいう。以下同じ。

出典：大阪府資料による

(2) 令和5年度の具体的な取組

① 死因診断体制の整備①、施設の連携・強化

＜臨床医向け研修の実施＞※大阪府医師会委託事業

・救急医向け及びかかりつけ医を対象とした死亡診断書に関する研修を実施

＜法医学教室等との連携＞

・人材確保、育成に関する今後の取組について、府内5大学にヒアリングを実施し取組方策を検討

⇒令和6年度より、監察医事務所受け入れる医師の実習支援を開始

TOPICS

② 適切な検査・解剖体制の構築①

<大阪市外のCT実施>

- ・死因・身元調査法に基づく検査が必要なもののうち、大学の法医学教室で対応が難しい地域について、監察医事務所のCTを活用した死亡時画像診断による死因判定を実施

③ 死因診断体制の整備②、適切な検査・解剖体制の構築②

<検査・解剖協力機関の確保及び検案サポート体制の確保>

- ・大阪市外において検案する警察医が死因判定に悩んだ際、サポートできる仕組みづくり
- ・死後CT実施協力医療機関の確保
- ・警察医を対象とした読影技術向上研修の実施

④ 施策推進のための環境整備

<災害対応>

- ・大規模災害を想定した、関係者による身元確認訓練実施に向けた協議・検討
- ・凶上訓練の実施（大阪府警察、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、監察医事務所）
- ・令和6年度以降の訓練実施に向け関係機関と調整を実施

3. 今後の取組

(1) 「大阪府死因究明等推進計画」(令和5年3月策定)の着実な推進

- ・在宅での看取りの増加を見込んだ臨床医に対する死因診断研修及び救急医・監察医の連携により、救急医及びその他の臨床医が実際に死亡診断書を作成することの重要性について理解を促し、死亡診断書発行を促進
- ・府域の検案体制等の取組（府モデル事業）等を通じた府域全体の死因究明体制を整備（大阪市内と市外の均てん化、協力医療機関の掘り起こし、対象地域の拡大等）
- ・人生の最期、終末期の看取りについて府民が考える機会の提供及び実現（人生会議（ACP）の普及）や死因究明体制の理解促進等の府民啓発
- ・大学ヒアリングを踏まえた支援策の検討・実施（人材確保や施設設備の導入促進等）



出典：大阪府資料による

(2) 国の動き（次期死因究明等推進計画）や地方協議会での意見を踏まえ「大阪府死因究明等推進計画」の改定に向けた検討